

**地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書  
素案からの変更箇所 新旧対照表**

項番	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
(1) 第三者点検で、不適合とされたため、変更した箇所(4件)					
1	5	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバ、国保情報トータルシステム等の基幹システム）	<input checked="" type="checkbox"/> 情報ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（国保情報トータルシステム等）	(第三者点検) システム2は中間サーバを通じて情報提供ネットワークシステムと接続しているため、修正が必要である。また、その他の接続で他の複数のシステムと接続していると解釈できてしまう。
2	6	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方税ポータルセンタと接続）	<input type="checkbox"/> 情報ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方税ポータルセンタ）	(第三者点検) 国税連携システムの略称表記、接続先を再確認したうえで修正等が必要である。
3	18	II（住民税賦課情報ファイル） 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所・その他庁内の税務情報利用課	税務課	(第三者点検) 税務課以外に窓口がある特別出張所や庁内で利用する他課の記載が必要である。
4	85	II（収納管理情報ファイル） 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税務課、特別出張所	税務課	(第三者点検) 税務課以外に窓口がある特別出張所や庁内で利用する他課の記載が必要である。

項番	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
(2)第三者点検で、観察とされたため、変更した箇所(3件)					
5	6	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（媒体、NAS(小型サーバ)等での課税資料、住民情報等の取込み）	<input type="checkbox"/> 情報ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（媒体等での連携）	(第三者点検) 具体的な用途の記載を補足する方が望ましい。
6	85	II (収納管理情報ファイル)特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（戸籍住民課等） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 民間業者（金融機関、コンビニエンスストア（個人番号は取り扱わない）） <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（戸籍住民課等） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 民間業者（金融機関、コンビニエンスストア） <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）	(第三者点検) コンビニエンスストアでは、店員等が直接個人番号を使用しない旨を記載する方が望ましい。
7	100・ 112・ 122・ 131	III (各ファイル共通)特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・個人番号カードの提示、若しくは運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。</p> <p>・代理人については、代理人の個人番号カード又は身分証明書、代理権確認書類(委任状、戸籍謄本等)の提示による確認のほか、税理士である場合には、税理代理権限証書、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法による。</p>	<p>・個人番号カードの提示、若しくは通知カード及び運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。</p> <p>・代理人については、代理人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書、代理権確認書類(委任状、戸籍謄本等)の提示による確認のほか、税理士である場合には、税理代理権限証書、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法による。</p>	(第三者点検) 通知カードは身元確認書類には適しないため、記載を除く方が望ましい。また、本人確認方法について、統一的な対策が望まれる。

項番	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
(3) 第三者点検で、指摘はされなかったが、助言があったため、変更した箇所(5件)					
8	20・22・25・26	II(住民税賦課情報ファイル)特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2・4・7・8 ⑥委託先名	委託事項2 <u>株式会社 東計電算</u> 委託事項4 <u>中央ビジネスフォーム 株式会社</u> 委託事項7 <u>株式会社 ケー・デー・シー</u> 委託事項8 <u>富士ビジネス・サービス 株式会社</u>	委託事項2 未定 委託事項4 未定 委託事項7 未定 委託事項8 未定	(第三者点検時の助言) 例年入札により委託業者を決定している場合、当該箇所には現年の委託業者名を記載した方がよい。
9	22・26	II(住民税賦課情報ファイル)特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4・8	委託事項4 当初税額通知書(特別徴収)発送業務(個人番号は取り扱わない) 委託事項8 当初税額通知書(普通徴収)発送業務(個人番号は取り扱わない)	委託事項4 当初税額通知書(特別徴収)発送業務 委託事項8 当初税額通知書(普通徴収)発送業務	(第三者点検時の助言) 個人番号を取り扱わない委託業務については、その旨記載した方がよい。
10	80	II(軽自動車税管理情報ファイル)特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	<u>軽自動車税納税通知書発送業務(個人番号は取り扱わない)</u>	(記載なし)	(第三者点検時の助言) 「I基本事項(別添1)事務の内容」に記載されている委託業務は、委託事項として記載した方がよい。
11	86	II(収納管理情報ファイル)特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	表題 収納データ及び還付データ入力業務(個人番号は取り扱わない) ⑥委託先名 <u>富士ソフトサービスビューロ 株式会社</u>	表題 収納データ及び還付データ入力業務 ⑥委託先名 未定	(第三者点検時の助言) 個人番号を取り扱わない委託業務については、その旨記載すべき。また、例年入札により委託業者を決定している場合、当該箇所には現年の委託業者名を記載した方がよい。
12	87	II(収納管理情報ファイル)特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	コンビニ収納委託業務(個人番号は取り扱わない)	(記載なし)	(第三者点検時の助言) 「I基本事項(別添1)事務の内容」に記載されている委託業務は、委託事項として記載した方がよい。 ※上記の理由により変更した後、新宿区個人情報保護審議会の指摘を受け確認した結果、再委託を実施していないことが判明したため、再委託なしに修正した。

項番	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
(4) 第三者点検で、指摘はされなかったが、(1)～(3)に準ずる内容であったため、変更した箇所(2件)					
13	5	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[ ]情報ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方税ポータルセンタと接続)	[ ]情報ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [○]その他 (地方税ポータルセンタ )	(自己点検) 項番2の第三者点検の指摘事項に準じる。
14	93～95	II (滞納整理情報ファイル) 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項1 滞納整理支援システムのソフトウェア保守業務 (個人番号は取り扱わない) 委託事項2 電話催告システムのソフトウェア保守業務 (個人番号は取り扱わない) 委託事項3 電話催告センターの運営業務 (個人番号は取り扱わない)	(記載なし)	(自己点検) 項番10の第三者点検時の助言に準じる。
(5) 条例・通知による方針変更があったため、変更した箇所(3件)					
15	10	I 基本情報 (別添1)事務の内容 特別区民税・都民税の賦課	⑨税額通知書等・⑪税額通知書等・⑫電子税額通知書等 特定個人情報なし	⑨税額通知書等・⑪税額通知書等・⑫電子税額通知書等 特定個人情報あり	(自己点検) 平成27年7月17日付 各都道府県税務担当課・市区町村担当課宛 総務省自治税務局企画課・都道府県税課・固定資産税課 事務連絡等による。
16	12	I 基本情報 (別添1)事務の内容 軽自動車税の賦課	②各種申告(登録・変更・廃車)・③申告情報入力・④資料の回送・⑪減免申請・⑩減免情報入力 特定個人情報なし	②各種申告(登録・変更・廃車)・③申告情報入力・④資料の回送・⑪減免申請・⑩減免情報入力 特定個人情報あり	(自己点検) 平成27年7月17日付 各都道府県税務担当課・市区町村担当課宛 総務省自治税務局企画課・都道府県税課・固定資産税課 事務連絡等による。
17	141	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 特記事項	代理人による請求があった場合は、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口に表示してもらう。	代理人による請求があった場合は、法定代理人による請求についてのみ認め、代理関係を確認するため、戸籍謄本、登記事項証明書等の書類を窓口に表示してもらう。	(自己点検) 条例改正による代理人の取扱い変更による。

項番	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
(6)自己点検及び新宿区個人情報保護審議会の指摘により、変更した箇所(8件)					
18	14	I 基本情報 (別添1)事務の内容 収納管理	⑪納税証明書等申請書・⑫納税証明書等情報入力・ ⑬納税管理人選任申告書・⑭納税管理人情報入力 特定個人情報なし ⑮相続人代表者指定届・⑯相続人情報入力 特定 個人情報あり	(記載なし)	(自己点検) 内容精査による。
19	24	II (住民税賦課情報ファイル)特定 個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項6 ⑨再委託事項	イメージスキャナ、サーバ、制御PCのハード保守	事案に応じて、適宜調整する。	(新宿区個人情報保護審議会) 再委託事項は明確にすべきとの指摘 があったため。
20	37～46 (別紙 2) 69～76	II (住民税賦課情報ファイル)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1～19	移転先1～(別紙2)移転先35 追記、訂正、削除	移転先1～移転先19	(自己点検) 移転先調査の終了による。
21	68	II (住民税賦課情報ファイル)特定 個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (別紙1)提供先	提供先62 新宿区教育委員会事務局学校運営課	(記載なし)	(自己点検) 提供先調査の終了による。
22	-	III(収納管理情報ファイル)特定 個人情報ファイルの取扱いプロ セスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	(個人番号を取り扱わないため削除)	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(自己点検) 内容精査による。
23	141	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] 個人情報ファイル名 住民税賦課情報ファイル、軽 自動車税管理情報ファイル、収納管理情報ファイル、 滞納整理情報ファイル 公表場所 新宿区役所本庁舎6階 総務部税務課	[ 行なっていない ]	(自己点検) 事実誤認による。

項番	ページ	該当箇所	変更後	変更前	変更理由
24	142	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取	④主な意見の内容 社会保障・税番号制度における区の取り組みについて。 ⑤評価書への反映 評価書へ反映する具体的な意見内容はなし。寄せられたご意見等に対する区の考え方を、区のホームページに掲載。	(記載なし)	(自己点検) パブリック・コメント終了による。
25	142	VI 評価実施手続 3. 第三者点検	①実施日 平成27年8月19日から平成27年11月5日まで ②方法 個人情報保護、情報システム等に知見を有する外部の第三者に委託して第三者点検を実施した。 ③結果 特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める審査の観点における主な考慮事項で示された考察事項に基づき点検が行われ、以下の点について指摘があった。・システムの接続先の表記を明確にすること。・特定個人情報ファイルの使用の主体は、主管課である税務課をはじめとする利用所属(特別出張所等)を含めたものにする。こと。なお、指摘事項を修正し適切且つ妥当な内容と認められた。	(記載なし)	(自己点検) 第三者点検終了による。